

医 第637-1号  
令和元年10月1日

各 保 健 所 長 様

医療整備課長

### 診療所の管理者の常勤について（通知）

標記について、令和元年9月19日付け医政総発0919第3号及び医政地発0919第1号により厚生労働省医政局総務課長及び同局地域医療計画課長から、別添のとおり通知（以下「厚生労働省通知」という。）がありましたので管内診療所への周知をお願いします。

また、一般社団法人埼玉県医師会会長及び一般社団法人埼玉県歯科医師会会長に対して会員への周知について別途通知しましたことを申し添えます。厚生労働省通知については、医療整備課のホームページに掲載していますので御参照ください。

なお、厚生労働省通知に係る本県の取扱いは下記のとおりとします。

### 記

#### 1 診療所の管理者の常勤に係る例外的取扱いについて

診療所から厚生労働省通知に基づく考え方の適用を希望する旨の相談等があった場合、保健所は別添様式例を参考にして情報を把握すること。保健所長は、厚生労働省通知に基づき常勤でないことについて認めることが妥当であると判断した場合には、その旨を当該診療所に通知すること。

#### 2 外来医療機能に関する情報としての取扱いについて

1により得た情報（へき地や医師少数区域等の診療所に係る情報を除く。）は、「医療法第30条の18の2第1項の規定により設置される外来医療の

提供体制に関する事項についての協議の場」(以下「協議の場」という。)にて報告を行うこと。

なお、協議の場が設置されるまでの間は、各保健医療圏における地域保健医療・地域医療構想協議会(地域医療構想調整会議)を協議の場とみなす。

《参照》

医療整備課「厚生労働省等からの通知」ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/kouroushou-tuuchi-home31.html>

担 当 : 医務担当 山根

電 話 : 048-830-3539

F A X : 048-830-4802

E-Mail : [a3530-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3530-03@pref.saitama.lg.jp)

令和元年9月19日付け厚生労働省通知「診療所の管理者の常勤について」に基づく  
申出書

年 月 日

申出者	開設者名		
	所在地		
	診療所名		
	管理者名	印	
管理者が常勤しない理由 ※具体的に記入すること。			
管理者が常勤しない期間		年 月 日から	
		年 月 日まで	
診療時間及び管理者不在となる時間 ※開院する曜日ごとに不在時間を記入すること。		診療時間	管理者不在時間
	月		
	火		
	水		
	木		
	金		
	土 日		
管理者不在時の責任者氏名 ※医師又は歯科医師であること。(要免許確認)			
管理者不在時の連絡体制			

-----以下の欄には記入しないでください。-----

年 月 日

申出のとおり、管理者が常勤しないことを認めます。

埼玉県 保健所長 印